

パイプハウスをご購入の施主の皆様へ

2021年10月1日以降
引渡しパイプハウス用

3年補償

(動産総合保険)

系統パイプハウス補償制度 のご案内

全国農業協同組合連合会を通じてパイプハウスメーカー
が施工・販売したパイプハウスについて、引渡後3年間の
補償が受けられます！！



雨ニモマケズ、風ニモマケズ、でも負けてしまった・・・
そんな時は、系統パイプハウス補償制度で安心だね！！

全 農

系統パイプハウス補償制度とは？

■ 制度の概要

本制度は、全農が指定する業者で全農を通じて販売したパイプハウスに被害を受けた時に、生産者が速やかに営農を継続できるよう、新築のパイプハウスの完成引渡し後3年間の補償を行う商品付帯型のサービスです。

引渡し後3年間に発生する風・雹・雪・落雷・水災等の自然災害やその他偶発的な事故による様々な損害を被った際の修繕費用を補填します。

■ 保険の対象

組合員等の施主の方が購入された全農の供給するパイプハウスとなります。

※全農が指定するメーカーが施工した物件のみ対象となります。

※パイプハウスメーカーが施工せず、施主の方自らが施工した物件は対象外となります。

※パイプハウスと同一工事で施工された場合は、付属設備（暖房設備・灌水設備など）も含まれます。

■ 補償期間

パイプハウスの引渡し後3年間（※）となります。

（※） **引渡日から3年後の応当日の午後4時に補償が終了します。**

（例：2021年11月2日引渡しの場合、2024年11月2日午後4時に補償終了）



系統パイプハウス補償制度が様々なリスクから
事業再建をサポートします！

保険金をお支払いする場合



パイプハウスに発生した以下(1)(2)の偶然な事故による損害について保険金をお支払いします。

(1)次の事故によって保険の対象が損害を受け、時価損害額が10万円以上の場合に保険金をお支払いします。

- 火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災
- 車両の衝突または接触
- 航空機の墜落または接触・航空機からの物体の落下
- 騒じょう、労働争議に伴う暴力行為、いたずら
- その他偶然な事故による損害

(2)台風・暴風雨等による洪水等の水災による損害

・保険金額の2%相当額（最高10万円、最低1万円）が自己負担額となります。

※被覆材の単独損害について

ビニールフィルム等の被覆材の単独損害につきましては、以下を除いて補償の対象外とします。

- 厚さ60μm以上のフッソフィルム
- 耐用年数10年以上のプラスチックフィルム（メーカーカタログ等により確認できるものに限ります。）

認定損害額は、実際の修理金額のうち引受保険会社が認めた金額とし、引渡後の経過年数に応じて以下のとおり時価損害額を算出します。

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年以内
時価損害額	新価認定損害額×100%	新価認定損害額×90%	新価認定損害額×80%

※事故時の支払保険金については次ページ以降の「お支払いする保険金」欄をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合



- 保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）、保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 盗難による損害
- 保険の対象の偶然な外来の事故によらない電氣的・機械的事故による損害。ただし、これらの事故によって火災または 破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- 修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- 自然消耗、欠陥、カビ・さび・変色その他類似の事由またはネズミ食いもしくは虫食い等による損害
- 保険の対象（パイプハウス）に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 戦争、内乱による損害、核燃料物質によって汚染された物の放射性その他の有害な特性に起因する損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（地震・噴火・津波に起因する水災もお支払いできません。）

お支払いする保険金【風災・雹災・雪災・水災による損害】

災害の規模が大きく、政令により被災された災害が激甚災害指定されると保険会社が判断した場合、下記の通り保険金をお支払いします。

《ステップ1》施主の皆様より保険金の請求をいただき以下の基準でお支払いします。

●損害保険金

損害保険金 = (認定損害額 - 自己負担額) × **縮小支払割合70% × 50%**

- ※1 縮小支払割合70%を設定しております。
- ※2 お支払いする損害保険金は、保険の対象の保険価額（時価）と補償金額（保険金額）の割合で補償金額（保険金額）を限度としてお支払いします。（認定損害額を超えてお支払いすることはありません。）
- ※3 認定損害額は、実際の損害の内、引受保険会社が認めたものをいい、損害額の認定は時価で算出されます。
- ※4 台風・暴風雨等による洪水等の水災による損害について、保険価額の2%相当額（最高10万円、最低1万円）が自己負担額となります。
- ※5 1回の事故で保険金の支払額（縮小支払割合を乗じる前の額）が補償金額（保険金額）の80%を超えたときは、その保険金支払の原因となった損害発生時で、補償は終了します。保険金の支払額が補償金額（保険金額）の80%を超えない限り、補償金額（保険金額）は自動的に復元し減額されることはありません。
- ※6 「保険価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額）をいいます。

●臨時費用保険金

損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、**損害保険金の10%（1事故100万円限度）**を臨時費用保険金としてお支払いします。

●残存物取片づけ費用

損害保険金をお支払いする場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、搬出費用等)に対して、**損害保険金の10%の範囲内**で実際に支出された費用を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。

《ステップ2》保険会社にて、政令により災害が激甚災害指定されるか確認いたします。

政令により被災された災害が、激甚災害指定されるか否かの判定期間として、事故日から3か月お待ちいただきます。

《ステップ3》3か月以内に激甚災害指定されるかによって、保険会社より下記対応をさせていただきます。

政令により被災された災害が、事故日から3か月以内に激甚災害指定された場合は、**追加の保険金支払はありません。**

ただし、災害の規模が大きく、政令により被災された災害が激甚災害指定される可能性があったが、事故日から3か月経過後も激甚災害指定されていない場合、激甚災害指定されなかったと判断し、**ステップ1にてお支払いした保険金と5ページの風災・雹災・雪災・水災以外の損害のとおり算出した保険金の差額をお支払いします。**

《激甚災害制度とは？》

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定するものです。指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げや保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられます。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、政令で指定することになりますが、政令の制定・改正にあたっては、中央防災会議があらかじめ定めている「激甚災害指定基準」（本激）及び「局地激甚災害指定基準」（局激）により、指定されます。

保険金をお支払いする例①



【ケース1】 風災・雹災・雪災による事故

《事故概要》

不測かつ突発的な事故により損害が発生し、復旧費用として200万円かかった。また、取片付け費用として10万円かかった。引き渡し日から2年目に発生した事故だった。※保険価額500万円

◆手順1 復旧費用から新価認定損害額を算出します。

- ・新価認定損害額 200万円 (A)
⇒復旧費用全額を保険会社が妥当と判断した場合。

◆手順2 新価認定損害額から時価損害額を算出します。

- ・新価認定損害額200万 (A) ×経過年数による係数90%= 時価損害額 180万円 (B)※
※時価損害額が10万円以上となったので、支払い対象となります。

◆手順3 時価損害額に縮小支払割合70%および50%をかけたものが損害保険金です。

- ・時価損害額180万円(B) ×縮小支払割合70%×50%=損害保険金 63万円 (C)

◆手順4 損害保険金の10%が臨時費用保険金です。

- ・損害保険金63万円 (C) ×10%=臨時費用保険金 6.3万円 (D)
※損害保険金の一律10%ですが、100万円が上限です。

◆手順5 損害保険金の10%を上限に実費が残存物取片付け費用保険金です。

- ・損害保険金の10% (6.3万円) を限度に実費をお支払いします。
残存物取片付け費用：10万円⇒限度額により6.3万円 (E)

◆手順6 手順1～5で算出した支払い保険金をお支払いします。

- ・損害保険金 63万円 (C) +臨時費用保険金 6.3万円 (D) +残存物取片付け費用6.3万円 (E)
= 75.6万円 (F)

政令により被災された災害が、事故日から 3カ月以内に激甚災害指定された場合

◆手順7 施主の皆様には地方公共団体の行う災害復旧事業に合わせて補助金申請頂きます。

- ・補助金の受領にかかる保険会社への通知は必要ありません。
・追加の保険金支払いはありません。

政令により被災された災害が、事故日から 3カ月以内に激甚災害指定されなかった場合

◆手順8 補助金が交付されなかったと判断し、手順3にて50%が削減されなかったとして算出した支払い保険金と手順6でお支払いした保険金の差額をお支払いします。

- ・損害保険金 126万円+臨時費用保険金 12.6万円+残存物取片付け費用10万円 = 148.6万円 (G)
148.6万円 (G) - 75.6万円 (F) = 73万円

※水災の事故の場合 (B)の時価損害額から保険価額の2%相当額 (最高10万円、最低1万円) が自己負担額として差し引かれます。ケース1の手順3の場合、下記にて損害保険金を算出します。

- ・損害保険金 (180万円-10万円) ×70%×50% = 59.5万円

お支払いする保険金【風災・雹災・雪災・水災以外による損害】

●損害保険金

損害保険金 = (認定損害額 - 自己負担額) × **縮小支払割合70%**

●臨時費用保険金

損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、**損害保険金の10%（1事故100万円限度）**を臨時費用保険金としてお支払いします。

●残存物取片づけ費用

損害保険金をお支払いする場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、搬出費用等)に対して、**損害保険金の10%の範囲内**で実際に支出された費用を残存物取片づけ費用保険金としてお支払いします。

災害の規模が小さく、政令により被災された災害が激甚災害指定されないと保険会社が判断した場合、風災・雹災・雪災・水災の損害も同様の保険金算出となります。ただし水災の場合、保険価額の2%相当額（最高10万円、最低1万円）の自己負担額が発生します。

保険金をお支払いする例②

【ケース2】不測かつ突発的な事故(風災・雹災・雪災・水災以外)

《事故概要》

不測かつ突発的な事故により損害が発生し、復旧費用として200万円かかった。また、取片付け費用として10万円かかった。引き渡し日から2年目に発生した事故だった。

◆手順1 復旧費用から新価認定損害額を算出します。

・新価認定損害額 200万円 (A)

⇒復旧費用全額を保険会社が妥当と判断した場合。

◆手順2 新価認定損害額から時価損害額を算出します。

・新価認定損害額200万 (A) ×経過年数による係数90% = 時価損害額 180万円 (B)

※時価損害額が10万円以上となったので、支払い対象となります。

◆手順3 時価損害額に縮小支払割合70%をかけたものが損害保険金です。

・時価損害額180万円(B) ×縮小支払割合70% = 損害保険金 126万円(C)

◆手順4 損害保険金の10%が臨時費用保険金です。

・損害保険金126万円 (C) ×10% = 臨時費用保険金 12.6万円 (D)

※損害保険金の一律10%ですが、100万円が上限です。

◆手順5 損害保険金の10%を上限に実費が残存物取片付け費用保険金です。

・残存物取片付け費用：10万円 (E)

※損害保険金の10% (12.6万円) を限度に実費をお支払いします。

◆支払い保険金 (C+D+E) 148.6万円

ご注意ください事項

■ 認定されない主な復旧費用についての例

- ・ 原工事と復旧工事との部材費の差額
- ・ 復旧工事で新たに追加された部材費
- ・ 施工費用のうち、元工事における部材と施工費の割合を超える金額

【施工費の削減事例】

原工事見積 120万円（①部材費 100万円+②施工費20万円）①÷②＝20%

復旧工事見積 20万円（①部材費 10万円+②施工費10万円）①÷②＝100%

⇒元工事の施工費割合が20%であることから、復旧工事で認定される施工費は部材費10万円の20%である2万円を上限として原則認定されます。

■ 補償の終了と復元について

1回の事故で損害保険金を縮小支払割合70%で除した額が保険金額の80%を超えたときは、引き渡しから3年を経過していなくても、その損害発生時で補償は終了します。

保険金の支払額が保険金額の80%を超えない限り、保険金額は自動的に復元し減額されることはありません。

保険金額は、引渡後の経過年数に応じて以下の金額となります。

- ・ 1年未満：販売価格×100%
- ・ 1年以上2年未満：販売価格×90%
- ・ 2年目以上3年未満：販売価格×80%

【補償が終了する場合の例】

- ・ 損害保険金 65万円
 - ・ 臨時費用保険金 6.5万円
 - ・ 残存物取片づけ費用6.5万円
- 65万円÷70%＝92.8万円

保険金額が100万円だった場合、支払保険金を縮小率70%で除した額の保険金額に対する割合が92.8%となるため補償は終了します。

事故発生時の必要書類一覧

書類名	作成者	備考
保険金請求書兼同意書	全農	
委任状	施主	
事故状況報告書	施主	
罹災証明書	施主	火災事故の場合
写真	施主	損害箇所および全体像がわかるもの
損害見積書（修理見積書）	修理業者	
原工事見積書	県連・JA・県本部	新築時のもの
平面図・配置図	県連・JA・県本部	
通知明細書	県連・JA・県本部	
交通事故証明書	県連・JA・県本部	車両の飛び込みの場合
その他		上記以外にご依頼させていただく可能性がございますのでご了承ください。

全 農

- このご案内は、系統パイプハウス補償制度の概要をご説明したものです。ご不明な点については、全国農業協同組合連合会、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- また、このご案内の補償内容が適用されるのは、2021年10月から2022年9月末までに引渡されたパイプハウスに限ります。引渡しが2022年10月以降となった場合、補償内容に変更が生じる場合があります。
- もし事故が起きた場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

<個人情報の利用にかかわるご説明>

全国農業協同組合連合会は、本契約に関して取得した個人情報を取扱代理店を通じて引受保険会社に提供します。引受保険会社は個人情報の保護に関する法律その他法令に規定されている場合のほか、保険契約の引受、保険金の支払、その他引受保険会社の保険契約の履行および付帯サービスの提供、保険事故の調査、引受保険会社・引受保険会社のグループ会社・提携先企業の保険商品・各種サービスの案内・提供を目的とした範囲内で、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。

●お問い合わせ先●

<保険契約者>

全国農業協同組合連合会 耕種資材部 資材課

〒100-6832 東京都千代田区大手町 1-3-1 J Aビル TEL 03-6271-8322

<取扱代理店>

株式会社全農ビジネスサポート 保険部 法人保険課

〒112-0002 東京都 文京区小石川 1-1-1 文京ガーデンゲートタワー10階 TEL 03-5615-9172

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6 TEL 03-3504-2374